

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2171001	処分名	社会福祉法人の定款の認可			
区分	申請に対する処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部 健康福祉部	課	健康福祉政策課			
根拠規定	社会福祉法				第31条第1項	
基準規定	①	社会福祉法			第25条, 第32条	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	非公開該当		未設定理由			
	社会福祉法人(主たる事務所を市の区域内に有し, その行う事業がその区域を越えないものに限る。)の定款の認可の申請があったときは, 申請に係る社会福祉法人が社会福祉事業を行うに必要な資産を備えているか, 定款の内容及び設立の手続が法令の規定に違反していないかどうか等を国の通知に基づき審査した上で, 認可を決定する。					
	別紙『社会福祉法人の認可について(通知)(平成12年12月1日障890・社援2618・老発794・児発908)』及び『社会福祉法人の認可について(通知)(平成12年12月1日障企59・社援企35・老計52・児企33)』による。					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	期間	30日				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2171002		処分名	社会福祉法人の定款変更の認可		
区分	申請に対する処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部 健康福祉部	課	健康福祉政策課			
根拠規定	社会福祉法				第45条の36第2項	
基準規定	①	社会福祉法			第25条, 第32条, 第45条の36第2項・第3項	
	②	社会福祉法施行規則			第4条	
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	非公開該当		未設定理由			
	定款の変更(次の①から③までに掲げるものを除く。)の認可の申請があったときは, 申請に係る社会福祉法人(主たる事務所を市の区域内に有し, その行う事業がその区域を越えないものに限る。)が社会福祉事業を行うに必要な資産を備えているかどうか, 変更に係る定款の内容及び定款変更の手続が法令の規定に違反していないかどうか等を国の通知に基づき審査した上で, 定款の変更の認可を決定する。 ① 事務所の所在地 ② 資産に関する事項(基本財産の増加に限る。) ③ 公告の方法 別紙『社会福祉法人の認可について(通知)(平成12年12月1日障890・社援2618・老発794・児発908)』及び『社会福祉法人の認可について(通知)(平成12年12月1日障企59・社援企35・老計52・児企33)』による。					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	期間	20日				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2171003	処分名	社会福祉法人の合併(吸収・新設)の認可			
区分	申請に対する処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部 健康福祉部	課	健康福祉政策課			
根拠規定	社会福祉法				第50条第3項, 第54条の6第2項	
基準規定	①	社会福祉法			第25条, 第32条, 第50条第3項, 第54条の6第2項	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	非公開該当		未設定理由			
	吸収合併及び新設合併の認可の申請があったときは, 合併後の社会福祉法人(主たる事務所を市の区域内に有し, その行う事業がその区域を越えないものに限る。)が社会福祉事業を行うに必要な資産を備えているかどうか, 合併後の社会福祉法人の定款の内容及び合併の手続が法令の規定に違反していないかどうか等を国の通知に基づき審査した上で, 合併の認可を決定する。 別紙『社会福祉法人の認可について(通知)(平成12年12月1日障890・社援2618・老発794・児発908)』及び『社会福祉法人の認可について(通知)(平成12年12月1日障企59・社援企35・老計52・児企33)』による。					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日	最終更新日	令和3年3月26日
	期間	30日				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2171004	処分名	社会福祉法人の合併(吸収・新設)の認可			
区分	申請に対する処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部 健康福祉部	課	健康福祉政策課			
根拠規定	社会福祉法				第50条第3項, 第54条の6第2項	
基準規定	①	社会福祉法			第25条, 第32条, 第50条第3項, 第54条の6第2項	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	非公開該当		未設定理由			
	吸収合併及び新設合併の認可の申請があったときは, 合併後の社会福祉法人(主たる事務所を市の区域内に有し, その行う事業がその区域を越えないものに限る。)が社会福祉事業を行うに必要な資産を備えているかどうか, 合併後の社会福祉法人の定款の内容及び合併の手續が法令の規定に違反していないかどうか等を国の通知に基づき審査した上で, 合併の認可を決定する。 別紙『社会福祉法人の認可について(通知)(平成12年12月1日障890・社援2618・老発794・児発908)』及び『社会福祉法人の認可について(通知)(平成12年12月1日障企59・社援企35・老計52・児企33)』による。					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日	最終更新日	令和3年3月26日
	期間	30日				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2171005	処分名	住居確保給付金の支給			
区分	申請に対する処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部 健康福祉部	課	健康福祉政策課			
根拠規定	生活困窮者自立支援法				第6条第1項	
基準規定	①	生活困窮者自立支援法			第3条第3項, 第6条	
	②	生活困窮者自立支援法施行規則			第10条, 第13条, 第15条, 第16条	
	③	生活困窮者自立支援法等の施行について			平成27年2月4日社援発0204第1号厚生労働省職業安定局長, 厚生労働省社会・援護局長通知)	
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成30年10月1日	最終更新日	令和3年3月23日
	非公開該当		未設定理由			
	生活困窮者自立支援法第3条第3項及び第6条並びに生活困窮者自立支援法施行規則第10条, 第13条, 第15条, 第16条の規定を原則として, 生活困窮者自立支援法等の施行について(平成27年2月4日社援発0204第1号厚生労働省職業安定局長, 厚生労働省社会・援護局長通知)により, 次の点等を踏まえて判断する。 生活困窮者住居確保給付金の対象となるものは, 次のいずれにも該当するものとする。 (1) 申請日において, 65歳未満かつ離職等後2年以内の者であること。 (2) 離職等の日において世帯の生計を主として維持していたこと。 (3) 申請日の属する月において, 世帯収入の額が, 基準額と家賃額(当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は, 当該額)を合算した額以下であること。 (4) 申請日において, 世帯の所有する金融資産の額が, 基準額に6を乗じて得た額以下であること。 (5) 公共職業安定所に求職の申込みをし, 誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと。					
標準処理期間	設定の有無	無	当初設定日		最終更新日	
	期間	随時				
聴聞等	適用除外					
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2172001	処分名	保護の開始			
区分	申請に対する処分・法令	処分権者	社会福祉事務所長			
担当部署	部 健康福祉部	課	保護課			
根拠規定	生活保護法				第24条第3項	
基準規定	①	生活保護法			第4条, 第8条, 第24条第1項・第3項・第4項・第5項・第6項	
	②	生活保護法施行規則			第2条	
	③	生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)				
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	令和3年3月23日
	非公開該当		未設定理由			
	生活保護法第8条の規定を原則として、生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達)(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通達)(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通達)、生活保護法による医療扶助運営要領について(昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通達)(昭和48年5月1日社保第87号厚生省社会局保護課長通達)により、次の点等を踏まえて判断する。					
	(1) 資産の活用(次官通達第3) 最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させる。					
	(2) 稼働能力の活用(次官通達第4) 要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させる。					
(3) 扶養義務の履行(次官通達第5) 要保護者に民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させる。						
(4) 他法他施策の活用(次官通達第6) 他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることができると推定される者については、極力その利用に努めさせる。						
(5) 保護の決定(次官通達第10) 保護の要否および程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入との対比によって決定する。						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成30年10月30日	最終更新日	令和3年3月23日
	期間	14日以内				
聴聞等	適用除外					
備考	期間について、調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができる。					

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2172002	処分名	保護の変更			
区分	申請に対する処分・法令	処分権者	社会福祉事務所長			
担当部署	部 健康福祉部	課	保護課			
根拠規定	生活保護法				第24条第3項	
基準規定	①	生活保護法			第4条, 第8条, 第24条第1項・第3項・第4項・第5項・第6項	
	②	生活保護法施行規則			第2条	
	③	生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)				
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	令和3年3月23日
	非公開該当		未設定理由			
	生活保護法第8条の規定を原則として、生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達)(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通達)(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通達)、生活保護法による医療扶助運営要領について(昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通達)(昭和48年5月1日社保第87号厚生省社会局保護課長通達)により、次の点等を踏まえて判断する。 (1) 資産の活用(次官通達第3) 最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させる。 (2) 稼働能力の活用(次官通達第4) 要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させる。 (3) 扶養義務の履行(次官通達第5) 要保護者に民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させる。 (4) 他法他施策の活用(次官通達第6) 他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることができると推定される者については、極力その利用に努めさせる。 (5) 保護の決定(次官通達第10) 保護の要否および程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入との対比によって決定する。					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成30年10月30日	最終更新日	令和3年3月23日
	期間	14日以内				
聴聞等	適用除外					
備考	期間について、調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができる。					

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2172003	処分名	就労自立給付金の支給			
区分	申請に対する処分・法令	処分権者	社会福祉事務所長			
担当部署	部 健康福祉部	課 保護課				
根拠規定	生活保護法 生活保護法施行規則		第55条の4第1項 第18条の3, 第18条の4, 第18条の5, 第18条の6			
基準規定	①	生活保護法		第55条の4第1項		
	②	生活保護法施行規則		第18条の3, 第18条の4, 第18条の5, 第18条の6		
	③	生活保護法による就労自立給付金の支給について(平成26年4月25日社援発0425第3号厚生労働省社会・援護局長通知)				
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	令和3年3月23日
	非公開該当		未設定理由			
	生活保護法第55条の4第1項並びに生活保護法施行規則第18条の3, 第18条の4, 第18条の5及び第18条の6の規定を原則として, 生活保護法による就労自立給付金の支給について(平成26年4月25日社援発0425第3号厚生労働省社会・援護局長通知)により, 次の点等を踏まえて判断する。 (1) 世帯員が安定した職業(おおむね6月以上雇用されることが見込まれ, かつ, 最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められるものをいう。以下において同じ。)に就いたこと。 (2) 世帯員が事業を開始し, おおむね6月以上当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められること。) (3) 就労による収入を得ている被保護世帯において, 就労収入が増加することにより, おおむね6月以上当該世帯が最低限度の生活を維持することができると認められること。 (4) 就労による収入を得ておらず, それ以外の収入を得ている被保護世帯において, 当該世帯に属する世帯員が職業(安定した職業を除く。)に就き, 就労収入を得ることにより, おおむね6月以上当該世帯が最低限度の生活を維持することができると認められること。					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成30年10月30日	最終更新日	令和3年3月23日
	期間	14日以内				
聴聞等	適用除外					
備考	14日以内に決定できないときで, 特別な理由がある場合には30日(同通知による)					

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2174001		処分名	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給決定(通所給付決定)、通所給付決定の変更			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	社会福祉事務所長			
担当部署	部	健康福祉部		課	障がい福祉課		
根拠規定	児童福祉法					第21条の5の7第1項、第21条の5の8第2項	
基準規定	①	児童福祉法					第21条の5の7第1項、第21条の5の8第2項
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	非公開該当		未設定理由				
	別紙『障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について』による						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	期間	30日					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2174002		処分名	高額障害児通所給付費の支給			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	社会福祉事務所長			
担当部署	部	健康福祉部		課	障がい福祉課		
根拠規定	児童福祉法					第21条の5の12第1項	
基準規定	①	児童福祉法施行令				第25条の5, 25条の6	
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	非公開該当		未設定理由				
	別紙『障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について』『障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き』による						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	期間	60日					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2174003		処分名	放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費等の支給			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	社会福祉事務所長			
担当部署	部	健康福祉部		課	障がい福祉課		
根拠規定	児童福祉法					第21条の5の13第1項	
基準規定	①	児童福祉法					第21条の5の13第1項
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	非公開該当		未設定理由				
	別紙『障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について』による						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	期間	30日					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2174004		処分名	肢体不自由児通所医療費の支給			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	社会福祉事務所長			
担当部署	部	健康福祉部		課	障がい福祉課		
根拠規定	児童福祉法					第21条の5の29第1項	
基準規定	①	児童福祉法					第21条の5の29第1項
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	非公開該当		未設定理由				
	別紙『障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について』による						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	期間	30日					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2174005		処分名	障害児相談支援給付費の支給			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	社会福祉事務所長			
担当部署	部	健康福祉部		課	障がい福祉課		
根拠規定	児童福祉法					第24条の26第1項	
基準規定	①	児童福祉法					第24条の26第1項
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	非公開該当		未設定理由				
	別紙『障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について』による						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	期間	30日					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2174006		処分名	特例障害児相談支援給付費の支給			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	社会福祉事務所長			
担当部署	部	健康福祉部		課	障がい福祉課		
根拠規定	児童福祉法					第24条の27第1項	
基準規定	①	児童福祉法					第24条の27第1項
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	非公開該当		未設定理由				
	別紙『障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について』による						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	期間	60日					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2174014		処分名	介護給付費等の支給の要否の決定、変更の認定			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	社会福祉事務所長			
担当部署	部	健康福祉部	課	障がい福祉課			
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律				第22条第1項、第24条第2項		
基準規定	①	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律			第22条第1項、第24条第2項		
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	非公開該当		未設定理由				
	別紙『介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)』による						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	期間	60日					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2174015		処分名	介護給付費又は訓練等給付費の支給			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	社会福祉事務所長			
担当部署	部	健康福祉部		課	障がい福祉課		
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律					第29条第1項	
基準規定	①	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律				第29条第1項	
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	非公開該当		未設定理由				
	別紙『介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)』による						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	期間	60日					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2174016		処分名	特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	社会福祉事務所長			
担当部署	部	健康福祉部		課	障がい福祉課		
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律					第30条第1項	
基準規定	①	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律				第30条第1項	
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	非公開該当		未設定理由				
	別紙『介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)』による						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	期間	60日					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2174017		処分名	特定障害者特別給付費の支給			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	社会福祉事務所長			
担当部署	部	健康福祉部		課	障がい福祉課		
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律					第34条第1項	
基準規定	①	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律				第34条第1項	
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	非公開該当		未設定理由				
	別紙『介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)』による						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	期間	60日					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2174018		処分名	特例特定障害者特別給付費の支給			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	社会福祉事務所長			
担当部署	部	健康福祉部		課	障がい福祉課		
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律					第35条第1項	
基準規定	①	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律				第35条第1項	
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	非公開該当		未設定理由				
	別紙『介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)』による						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	期間	60日					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2174019		処分名	地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費の給付決定			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	社会福祉事務所長			
担当部署	部	健康福祉部		課	障がい福祉課		
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律					第51条の7第1項	
基準規定	①	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律				第51条の7第1項	
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	非公開該当		未設定理由				
	別紙『介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)』による						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	期間	60日					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2174020		処分名	地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費の給付決定の変更			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	社会福祉事務所長			
担当部署	部	健康福祉部		課	障がい福祉課		
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律					第51条の9第1項	
基準規定	①	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律				第51条の9第2項	
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	非公開該当		未設定理由				
	別紙『介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)』による						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	期間	60日					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2174021		処分名	計画相談支援給付費の支給			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	社会福祉事務所長			
担当部署	部	健康福祉部		課	障がい福祉課		
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律					第51条の17第1項	
基準規定	①	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則				第51条の17第1項	
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	非公開該当		未設定理由				
	別紙『介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)』による						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	期間	60日					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2174022	処分名	特例計画相談支援給付費の支給			
区分	申請に対する処分・法令	処分権者	社会福祉事務所長			
担当部署	部 健康福祉部	課	障がい福祉課			
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律				第51条の18第1項	
基準規定	①	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律			第51条の18第1項	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日	最終更新日	令和3年3月26日
	非公開該当		未設定理由			
	別紙『介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)』による					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日	最終更新日	令和3年3月26日
	期間	60日				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2174031		処分名	療養介護医療費の支給			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	社会福祉事務所長			
担当部署	部	健康福祉部		課	障がい福祉課		
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律					第70条第1項	
基準規定	①	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律				第70条第1項	
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	非公開該当		未設定理由				
	別紙『介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)』による						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	期間	30日					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2174032		処分名	基準該当療養介護医療費の支給			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	社会福祉事務所長			
担当部署	部	健康福祉部		課	障がい福祉課		
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律					第71条第1項	
基準規定	①	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律				第71条第1項	
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	非公開該当		未設定理由				
	別紙『介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)』による						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	期間	60日					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2174034		処分名	高額障害福祉サービス等給付費の支給			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	社会福祉事務所長			
担当部署	部	健康福祉部		課	障がい福祉課		
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律					第76条の2第1項	
基準規定	①	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律				第76条の2第1項	
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	非公開該当		未設定理由				
	別紙『介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)』『障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き』による						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	期間	30日					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2174035		処分名	受給者証の再交付			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	社会福祉事務所長			
担当部署	部	健康福祉部		課	障がい福祉課		
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令					第16条	
基準規定	①	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令				第16条	
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	非公開該当		未設定理由				
	別紙『介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)』による						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	期間	30日					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2174036		処分名	地域相談支援受給者証の再交付			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	社会福祉事務所長			
担当部署	部	健康福祉部		課	障がい福祉課		
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令					第26条の8	
基準規定	①	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令				第26条の8	
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	非公開該当		未設定理由				
	別紙『介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)』による						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	期間	30日					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2174037		処分名	医療受給者証の再交付			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	社会福祉事務所長			
担当部署	部	健康福祉部		課	障がい福祉課		
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令					第33条第1項	
基準規定	①	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令				第33条第1項	
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	非公開該当		未設定理由				
	別紙『介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)』による						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	期間	30日					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2175001		処分名	被保険者証の交付		
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長		
担当部署	部	健康福祉部	課	保険年金課		
根拠規定	国民健康保険法				第9条第2項	
基準規定	①	国民健康保険法			第5条, 第6条, 第7条, 第8条	
	②	国民健康保険法施行規則			第1条, 第6条, 第10条の2	
	③	鈴鹿市国民健康保険条例			第3条	
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月25日
	非公開該当		未設定理由			
	被保険者証は、市が行う国民健康保険の被保険者が属する世帯の世帯主に対して交付する。この場合において、各用語の意義等は、次に掲げるとおりである。					
	(1) 「市が行う国民健康保険の被保険者」とは、国民健康保険法第5条に該当する者であって、同法第6条に該当しないものをいう。					
	(2) 「世帯」とは、住居及び生計を同一にする者の集合体又は1人で独立して住居及び生計を維持する者をいい、住居を共にするが生計を別に維持する単身者及び集合体については別の世帯を構成することとなる。					
(3) 「世帯主」とは、被保険者の属する世帯において主として生計を維持し、その世帯を代表する者であって社会通念上妥当と認められるものをいう。 なお、国民健康保険の被保険者でない者が世帯主となっている世帯（以下「擬制世帯」という。）においては、住民基本台帳法の規定による世帯主の変更を届け出ることなく、国民健康保険法施行規則第10条の2に規定する世帯主変更の届出によって、新たに当該擬制世帯の被保険者を国民健康保険における世帯主とすることができる（平成13年12月25日付保発第291号厚生労働省保険局長通知）。						
(4) 被保険者の資格の取得及び喪失の時期については、国民健康保険法第7条及び第8条の規定による。						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成30年4月1日	最終更新日	
	期間	即日				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2175002		処分名	一部負担金の徴収猶予及び減免			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	健康福祉部		課	保険年金課		
根拠規定	国民健康保険法					第44条第1項	
基準規定	①	鈴鹿市国民健康保険条例施行規則				第9条, 第10条, 第11条, 第12条, 第13条	
	②	鈴鹿市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び免除の取扱いに関する要綱					
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成31年4月1日	最終更新日	令和3年3月25日	
	非公開該当		未設定理由				
	別紙「2175002一部負担金の徴収猶予及び減免」のとおり						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成31年4月1日	最終更新日		
	期間	14日					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2175003		処分名	療養費の支給			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	健康福祉部	課	保険年金課			
根拠規定	国民健康保険法					第54条第1項	
基準規定	①	国民健康保険法				第54条第1項	
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和7年4月17日	
	非公開該当		未設定理由				
	被保険者が次に掲げる事例のような場合であって療養費の全額を負担したときは、被保険者の属する世帯の世帯主による申請に基づき、療養の給付等に代えて療養費(一部負担金相当額を除く。)を支給することができる。 (1) 療養の給付等を行うことが困難であると認めるとき。 ・医師の同意によりマッサージ、はり又はきゅうを受けたとき。 ・コルセット等の補装具をつけたとき。 ・柔道整復師の施術を受けたとき。 ・輸血のための生血を利用したとき。 (2) 被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所又は薬局その他の者について診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるとき。 ・緊急その他やむを得ない理由で電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けないで、診療を受けたとき。 ・海外旅行中にやむを得ず医療機関で診療を受けたとき。						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日	
	期間	3か月					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2175005		処分名	移送費の支給			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	健康福祉部		課	保険年金課		
根拠規定	国民健康保険法					第54条の4第1項	
基準規定	①	国民健康保険法				第54条の4第1項・第2項	
	②	国民健康保険法施行規則				第27条の9, 第27条の10, 第27条の11	
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日		最終更新日	令和3年3月25日
	非公開該当		未設定理由				
	別紙「2175005移送費の支給」のとおり						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成30年4月1日		最終更新日	平成30年4月1日
	期間	3か月					
聴聞等							
備考	・平成6年9月9日保険発第119号・庁保険発第9号通知						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2175006	処分名	特別療養給付の支給（特別療養証明書の交付）			
区分	申請に対する処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部 健康福祉部	課	保険年金課			
根拠規定	国民健康保険法				第55条第1項	
基準規定	①	国民健康保険法			第55条	
	②	国民健康保険法施行規則			第28条第1項, 第2項	
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月25日
	非公開該当		未設定理由			
	健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受けたため国民健康保険の資格を喪失した場合において、その資格を喪失した際現に療養の給付等を受けていたときは、当該疾病又は負傷及びこれによって発した疾病について当該保険者から療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受けることができる。 なお、国民健康保険法第55条第2項、第3項及び第4項に該当する場合は、支給しない。 この規定により支給を受けようとする者は、資格喪失後十日以内に、特別療養給付申請書をその者の属する世帯の世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。 申請書が提出されたとき、市町村は、特別療養証明書を遅滞なく、その者の属する世帯の世帯主に交付しなければならない。ただし、その者が被保険者の資格を喪失した際その世帯主がその者に係る被保険者資格証明書の交付を受けていた場合は、この限りでない。					
標準処理期間	設定の有無	無	当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等						
備考	標準処理期間の設定について、現在までに処分を行った事例がないため、期間設定が困難。					

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2175007		処分名	高額療養費の支給			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	健康福祉部		課	保険年金課		
根拠規定	国民健康保険法					第57条の2第1項	
基準規定	①	国民健康保険法				第57条の2	
	②	国民健康保険法施行令				第29条の2, 第29条の2の2, 第29条の3, 第29条の4	
	③	国民健康保険法施行規則				第27条の13～17の3	
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成30年8月1日	最終更新日	令和3年3月25日	
	非公開該当		未設定理由				
	別紙「2175007高額療養費の支給」のとおり						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成30年11月1日	最終更新日		
	期間	3か月					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2175008		処分名	高額介護合算療養費の支給			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	健康福祉部		課	保険年金課		
根拠規定	国民健康保険法					第57条の3第1項	
基準規定	①	国民健康保険法				第57条の2第2項, 第57条の3	
	②	国民健康保険法施行令				第29条の4の2, 第29条の4の3, 第29条の4の4	
	③	平成20年政令第116号による改正附則				第39条	
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成30年8月1日	最終更新日	令和3年3月25日	
	非公開該当		未設定理由				
	別紙「2175008高額介護合算療養費の支給」のとおり						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成30年8月1日	最終更新日	平成30年11月1日	
	期間	4か月					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2175009		処分名	特定疾病の認定(特定疾病受療証の交付)			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	健康福祉部		課	保険年金課		
根拠規定	国民健康保険法施行規則					第27条の13	
基準規定	①	国民健康保険法施行令				第29条の2第8項	
	②	健康保険法施行令				第41条第9項	
	③	昭和59年9月28日厚生省告示				第156号	
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日		最終更新日	令和3年3月25日
	非公開該当		未設定理由				
	長期にわたり継続して著しく高額な治療が必要となる特定疾病(長期高額疾病)については、被保険者の属する世帯の世帯主による申請に基づき、当該療養に係る医療費の自己負担限度額を1万円(ただし、上位所得者の区分の世帯に属する70歳未満の被保険者の人工透析に係る診療については2万円)とする。対象となる疾病は次のとおりである。 (1) 人工腎臓を実施している慢性腎不全 (2) 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害(いわゆる血友病) (3) 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。)						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日		最終更新日	平成30年4月1日
	期間	即日					
聴聞等							
備考	昭和59年9月29日保険発第73号						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2175011		処分名	特定疾病の認定(特定疾病受療証の交付)			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	健康福祉部		課	保険年金課		
根拠規定	国民健康保険法施行規則					第27条の13	
基準規定	①	国民健康保険法施行令				第29条の2第8項	
	②	健康保険法施行令				第41条第9項	
	③	昭和59年9月28日厚生省告示				第156号	
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日		最終更新日	令和3年3月25日
	非公開該当		未設定理由				
	長期にわたり継続して著しく高額な治療が必要となる特定疾病(長期高額疾病)については、被保険者の属する世帯の世帯主による申請に基づき、当該療養に係る医療費の自己負担限度額を1万円(ただし、上位所得者の区分の世帯に属する70歳未満の被保険者の人工透析に係る診療については2万円)とする。対象となる疾病は次のとおりである。 (1) 人工腎臓を実施している慢性腎不全 (2) 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害(いわゆる血友病) (3) 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。)						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日		最終更新日	平成30年4月1日
	期間	即日					
聴聞等							
備考	昭和59年9月29日保険発第73号						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2175012		処分名	食事療養標準負担額の減額に係る保険者の認定(標準負担額減額認定証の交付)			
区分	申請に対する処分・法令	処分権者	市長				
担当部署	部	健康福祉部	課	保険年金課			
根拠規定	国民健康保険法施行規則				第26条の3第2項		
基準規定	①	国民健康保険法施行規則			第26条の2, 第26条の3第1項・第2項・第4項, 第26条の6の3		
	②	国民健康保険法			第52条第2項, 第52条の2第2項		
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成30年4月1日	最終更新日	令和3年3月25日	
	非公開該当		未設定理由				
	入院時の食事代について標準負担額の減額の認定を受けることができる者は、次のいずれかに該当する場合である。 (1) 被保険者の属する世帯の国民健康保険の被保険者全員について、療養のあった月の属する年度分(4月から7月までの場合は前年度分)の市民税が課されない、又は免除される場合 (2) 標準負担額の減額がなされれば、生活保護を必要としなくなる場合						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成30年4月1日	最終更新日		
	期間	即日					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2175014		処分名	食事療養標準負担額の減額に関する特例			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	健康福祉部		課	保険年金課		
根拠規定	国民健康保険法施行規則					第26条の5第1項	
基準規定	①	国民健康保険法施行規則				第26条の5	
	②	国民健康保険法施行規則				第27条の14の5第6項	
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日		最終更新日	令和3年3月25日
	非公開該当		未設定理由				
	入院時の食事代について標準負担額の減額認定証を保険医療機関に提出しなかったため減額しない標準負担額を支払った場合において、現に支払った標準負担額と減額により支払うべき額との差額を支給することができる。 支給の対象となるのは、減額認定証を提出しなかったことがやむを得ないものと認められるときである。						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日		最終更新日	平成26年3月1日
	期間	1か月					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2175019	処分名	限度額適用認定証の交付			
区分	申請に対する処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部 健康福祉部	課	保険年金課			
根拠規定	国民健康保険法施行規則				第27条の14の2, 第27条の14の4	
基準規定	①	国民健康保険法施行規則			第27条の14の2, 第27条の14の4	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月25日	最終更新日	令和3年3月25日
	非公開該当		未設定理由			
	被保険者が1カ月(月の初日から月末まで)の医療費が高額になると見込まれる場合に, 申請により限度額適用認定証を交付する。住民税が非課税世帯の場合は, 限度額適用・標準負担額減額認定証を交付する。					
	70歳未満の被保険者 限度額適用認定証を保険証とともに医療機関等に提示することにより, 窓口での支払いが高額療養費の自己負担限度額までとなる。 限度額適用・標準負担額減額認定証が交付されている場合は, 入院時の食事代が食事療養標準負担額の減額に係る保険者の認定と同様の扱いとなる。 なお, 保険料に滞納がある場合は交付しない。					
	70歳以上の被保険者 限度額適用認定証を保険証と高齢受給者証とともに医療機関等に提示することにより, 窓口での支払いが高額療養費の自己負担限度額までとなる。 限度額適用・標準負担額減額認定証が交付されている場合は, 入院時の食事代が食事療養標準負担額の減額に係る保険者の認定と同様の扱いとなる。 なお, 自己負担限度額の所得区分が「現役並み所得者Ⅲ」, 「一般」に該当する世帯は, 保険証と高齢受給者証の提示のみで窓口での支払いが高額療養費の自己負担限度額までとなるため, 交付しない。					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日		最終更新日	
	期間	即日				
聴聞等						
備考						